

厚岸町条例第6号

厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 厚岸町職員の育児休業等に関する条例（平成20年厚岸町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「第67条の規定による育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。)」を、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条第3項中「5時間45分を減じた時間を超えない範囲内」の次に「で」を加え、「労働基準法第67条の規定による」を削り、「勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）」に、「当該介護時間」を「当該介護をするための時間」に、「時間を超えない範囲内」で「時間を超えない範囲内で」に改める。

第2条 厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。